

★インボイス制度・電帳法は他人ごとではありません！★

「インボイス制度・電子帳簿保存法講習会」 開催のお知らせ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が始まります。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請は令和3年10月1日から受付が始まっています。

なお、令和5年10月の制度開始時からインボイスを発行するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。当講習会では、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みについて知りたい方を対象としています。インボイス制度の概要や登録申請手続の方法について説明します。

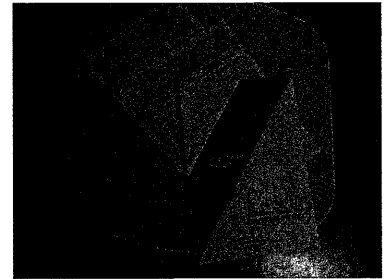
また、2022年1月に改正電子帳簿保存法が施行されました。それに伴い、2024年1月からはすべての企業で電子取引保存制度の対応が義務化され、電子取引で発生した電子データは、紙での保存は原則不可となります。こちらについても

当講習会では「インボイス制度の概要」から今後の対応についてわかりやすく、学べます。それと共に、「電子帳簿保存法」改正への対応方法や、実際の業務からみる注意点などをわかりやすく解説いたします。会員の皆様の参加をお待ちしております。

日 時：**令和5年1月19日(木)**

午後3時～午後5時

会 場：野田市関宿商工会 5階 会議室



講 師：荒谷太司氏（トータルマネジメントオフィスA 代表）

申込み方法：電話・FAXで1月4日（水）までに野田市関宿商工会へお申込み下さい。

受 講 料：無料（受講対象者：当商工会員）

お申込み・お問合せ 野田市関宿商工会（担当 松本）

TEL 04-7198-0161

住所：野田市東宝珠花237-1 いちいのホール 5階

⇒ FAX 04-7198-0174

インボイス制度・電子帳簿保存法講習会 受講申込書

住所 電話番号	Tel ()	受講者名	
メール アドレス			

*ご記入頂いた情報は、講習会運営以外の目的で使用することはありません。